



# みなべ町 子育て ガイドブック

みなべ町では、家庭はもとより地域全体で子育てを支援し、子どもたちが心身共に健やかに成長できるまちづくりをめざしています。

みなべ町で子育てをされる皆さんが、子育てを支援する制度や施設、相談窓口を気軽に活用していただけるようこのガイドブックを作成しました。皆さんご活用ください。

## 目次

● みなべ町の妊娠期～子育て期の主な支援サービス	2
① 赤ちゃんがほしい	4
② 妊娠が分かったら	5
③ 赤ちゃんが生まれたら	7
④ 子育て応援施設について	14
⑤ 特別な支援が必要な子どものために	18
⑥ ひとり親家庭のために	21
⑦ 保育所とこども園について	22
⑧ 学校について	23
⑨ 児童虐待防止について	25
⑩ 医療機関一覧表	26
● 子育て支援施設マップ	27
● お問い合わせ先・相談窓口	28

# みなべ町の妊娠期～子育て期の主な支援サービス

## 妊娠期

医療機関受診



### 母子健康手帳交付

母子健康手帳・妊婦健康診査受診票の発行、妊婦相談

### 出産育児一時金

国保の方は住民福祉課、会社などの健康保険組合の方は勤務先で申請

### 妊婦健康診査費用の助成 (医療機関受診)

**マタニティ&ベビーサロン**  
マタニティ・ママたちの交流の場です。  
※日程は広報をご覧ください。

### 妊婦訪問

※希望・必要な方

### 電話相談

妊娠34週以降に保健師・助産師から電話させていただきます。

## 出産後

出生届(住民福祉課)



### 新生儿連絡票の記入

出生届と一緒に住民福祉課へ

### 健康保険の加入

国保の方は住民福祉課、会社などの健康保険組合の方は勤務先で確認

### 出産育児応援金

出生届の際に申請できます

### 子ども医療費助成・児童手当(住民福祉課に申請)

### こんにちは赤ちゃん電話(助産師)

生後2週間頃助産師が電話させていただきます。

### 赤ちゃん訪問(保健師・助産師)

生後1~2か月頃に電話し、お約束させていただきます。

### 赤ちゃん訪問(母子保健推進員)

生後1~2か月頃に電話し、お約束させていただきます。

### 1歳児訪問(母子保健推進員)

お誕生月に訪問させていただきます。

## 子育て期



**予防接種**(医療機関・生後2か月から受けられる予防接種があります)  
生後2か月までに予診票をお送りします。

### 4か月児健診

### 10か月児健診

### 1歳6か月児健診

### 2歳6か月児健診

### 3歳6か月児健診

### 5歳児相談(認定こども園、保育園)

### おひさま広場(開放保育) ※日程は広報をご覧ください。

認定こども園、保育所の申込は教育学習課幼児教室

### 離乳食教室

2か月に1回実施(みなべ町保健福祉センター)

### すこやか相談

心理士による発達の相談です  
(みなべ町保健福祉センター)

自由に遊びに来てください

**あいあいルーム(はあと館)**

9:00~16:00

(平日)月~金曜日

**プレイパーティールーム  
(保健福祉センター)**

9:00~16:00

(平日)月~土曜日

### おおきくなったかな?

月1回9:30~11:00 ※日程は広報をご覧ください。  
(身体測定、保健師・保育士に相談もできます)

### 保健師・助産師による電話・来所での相談

(みなべ町子育て世代包括支援センター 電話0739-74-3337)

### 地域子育て支援センター(こひつじランド) 妊娠期、子育て期のお母さんお子さんの

集いの場です。相談もできます。(みなべ町地域子育て支援センター 電話0739-74-2711)

## 1. 赤ちゃんがほしい

### ① ひとりで悩んでいませんか？(不妊に関する相談窓口)

不妊で悩んでいる方々に不妊治療情報提供などの悩み・相談等を行っています。

- 専門医師による面接相談  
事前に予約が必要です。お電話でお申し込みください。
- 保健師等による電話相談 月～金 9:00～17:00  
\*担当不在の時は折り返し連絡します。
- 保健師等によるメール相談 e0412004@pref.wakayama.lg.jp

お問い合わせ先・  
相談先 田辺保健所(西牟婁総合庁舎内)  
☎22-1200

- こうのとりのサポートホームページ  
和歌山県の不妊に関する情報提供及び交流・情報交換のためのページです。

HP [http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h\\_boshi/konotori/support.html](http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/041200/h_boshi/konotori/support.html)

### ② 助成金の活用について

#### 一般不妊治療費助成

一般不妊治療(体外受精及び顕微授精以外の不妊治療並びに、不育症に対する検査及び治療)に要した費用を1年度に5万円を上限として、連続する2年度までに助成します。

お問い合わせ先 みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013

#### 特定不妊治療費助成

体外受精及び顕微授精を対象に助成します。治療開始時期の年齢により助成回数と助成金額が異なります。詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 田辺保健所(西牟婁総合庁舎内) ☎22-1200

#### みなべ町特定不妊治療費助成

県による助成を受けてもなお必要な自己負担分を10万円を上限として助成します。

お問い合わせ先 みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013

## 2. 妊娠が分かったら

### ① 妊娠届出書の提出と母子健康手帳の受付

妊娠がわかったら早めに産婦人科を受診し、医師から指示が出たら妊娠届を提出しましょう。みなべ町に住民票のある方はみなべ町保健福祉センター内 子育て世代包括支援センター～Tetote～で母子健康手帳・妊婦健康診査受診票を交付します。母子健康手帳は妊娠初期からお子さんが大人になるまでの、母と子の一貫した健康管理記録になります。

\*みなべ町から里帰り等で県外の病院を受診の場合は、みなべ町保健福祉センターに連絡ください。

お問い合わせ先 みなべ町保健福祉センター内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013

### ② 妊婦健康診査と助成制度について

妊娠の健康状態や赤ちゃんの成長を確認するため、定期的な健康診査が必要です。健康診査には血液・尿・超音波などの検査があります。妊婦健康診査には助成制度があり、妊娠届を提出後に妊婦健康診査受診票を交付します。医療機関を受診時に妊婦健康診査受診票を持参していただくと、助成を受けることができます。

#### 転入の方

前住所の妊婦健康診査受診票は使用できなくなりますので、みなべ町保健福祉センター内 子育て世代包括支援センター～Tetote～で手続きを行ってください。



### ③ 妊婦訪問・電話相談について

#### 妊婦訪問

妊娠届出時などに訪問を希望された方や、35歳以上の初妊婦等を対象に家庭訪問を行っています。

#### 妊婦電話相談

すべての妊婦の方に、妊娠後期(34週以降)に、助産師による電話相談を行い、妊娠後期のトラブルや出産に向けてのアドバイスを行います。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013

### ④ マタニティ&ベビーサロン

マタニティの方向士のおしゃべりの場で、楽しく子育てが出来るような仲間づくりを応援します。小さなベビーのママも参加できます。

回数……………毎月1回

保健師、助産師、保育士がアドバイザーとして参加します。

\*広報でご確認ください。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013  
こひつじランド  
☎74-2711



## 3. 赤ちゃんが生まれたら



### ① 各種の手続きや助成制度について

#### 出生届

赤ちゃんが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生地か父母の本籍地、父母の現住所の市町村役場に出生届を提出してください。

\*みなべ町へ届出する場合、平日は住民福祉課・高城支所・清川支所で受付します。  
平日の時間外と休日はみなべ町役場の宿直・日直で届出を受け付けます。ただし、母子健康手帳・児童手当・子ども医療・国民健康保険などの手続きは、後日、開庁時間内に住民福祉課へおいで下さい。

#### 届出に必要な物

- ①出生届書
- ②母子健康手帳

\*みなべ町に住民票がある方は下記も必要です。

- ①保護者の健康保険証
- ②各種手当用振込先口座番号

#### 届出人

父または母

#### その他必要な手続

児童手当の申請  
子ども医療の申請

#### 新生児連絡票に記入

出生届の際に住民福祉課でご記入いただきます。

#### 日本人と外国人との間の出生届

#### 届出に必要な物

- ①出生証明書(出生届書)
- ②母子健康手帳

#### 届出期限

出生日を含めて14日以内  
国外で出生があった場合は出生日を含めて3か月以内  
\*その他の手続は日本人同士と同じですが、詳しくはお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

#### 健康保険の加入

赤ちゃんが生まれたら健康保険は忘れず加入しましょう。

#### 国民健康保険の場合

住民福祉課

#### 会社などの健康保険組合の場合

勤務先で確認してください

## 出産育児一時金

出産した方の加入している健康保険から支給されます。

\*退職後6か月以内の出産の場合は退職前に加入していた健康保険から支給を受けることができます。

また、死産等の場合も妊娠12週(85日)以上であれば支給を受けられます。  
原則として健康保険から医療機関へ直接支払いがされます。

\*直接支払制度を利用して出産額が支給額未済の場合や、従来通り出産費用を支払われた場合は、ご加入の健康保険へ請求してください。

支給額	出産児1人につき……………42万円 産科医療保障制度に加入されていない医療機関等での出産や妊娠12週以上22週未満の出産の場合……………40万8千円
申請先	ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。 みなべ町国民健康保険の場合は……………みなべ町役場住民福祉課

## 子ども医療

保護者の所得に関係なく、みなべ町内に住所を有する0歳～18歳到達後の3月末までの子どもに対して、通院、入院及び訪問看護療養費等に係る医療保険診療の自己負担分を助成しています。忘れずに申請しましょう。

## 児童手当

みなべ町に住所がある方で、中学校修了年度末までの児童を養育している方に支給されます。公務員の方は勤務先で申請してください。

支給額	一人当たり 3歳未満(一律)……………15,000円 3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)……………10,000円 3歳以上～小学校修了前(第3子以降)……………15,000円 中学生(一律)……………10,000円
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\*児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。(令和4年10月支給分より)

必要な物	請求者の貯金通帳・健康保険証・請求者及び配偶者の個人番号がわかるもの等
支給時期	原則として、6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

## 産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金第1号被保険者が出産したときに、届出を行うことで出産前後の一定期間において国民年金保険料が免除される制度です。産前産後免除期間は、保険料を納めたものとして取扱われます。届出は、出産予定日の6か月前から行えます。

\*出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方も含みます)

免除期間	● 単胎の場合、出産(予定)日が属する月の前月から4か月間 ● 多胎の場合、出産(予定)日が属する月の3か月前から6か月間
お問い合わせ先	みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191 田辺年金事務所 ☎24-0432

## みなべ町出産育児応援金

お子さんの誕生を祝福し健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的として出産育児応援金を給付します。

給付対象者	● 令和3年4月1日以降に出生した子(以下「対象児」という。)を養育する者。 ● 母親が出産日の3か月前の時点で町の住民基本台帳に記録があり、申請日まで引き続き記録を有している者。 ● 対象児が町の住民基本台帳に記録され、現にみなべ町に居住し、出産後も対象児と養育者が引き続きみなべ町内に住所を有し居住しようとする方。 ● 養育者が町税及び使用料に滞納がないこと。
支給額	対象児1人につき10万円

お問い合わせ先 みなべ町役場 保健福祉センター  
〒645-0021 みなべ町東本庄100番地  
☎74-3337 FAX 74-8013

## 在宅育児支援金

第2子以降の0歳のお子さんを、保育所などを利用せずご家庭で保育している保護者に給付金を支給します。

対象となる乳児	● 生後2か月を超え、満1歳に満たないこと ● 次のいずれかに該当すること ①同一世帯内の第3子以降 ②町民税所得割合算額が77,101円未満である同一世帯内の第2子
支給対象者	● 対象乳児を育てるにあたり、育児休業を取得し職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと ● 生活保護法による保護を受けていないこと ● 乳児を保育所等に入所させていないこと
支給額等	対象となる乳児一人当たり月額30,000円(最大10か月で30万円)

お問い合わせ先 みなべ町教育委員会 教育学習課 幼児教育室  
☎74-3738 FAX 74-3621

## 養育医療給付 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれた乳児(未熟児)で、指定医療機関の医師が、入院治療を必要と認めた場合、その治療に必要な医療費の助成があります。

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

## ② 産後・子育てサポートについて

### こんにちは赤ちゃん電話

すべてのママを対象に、生後2週間ごろ、助産師が電話し、赤ちゃんや、ママの体調などをお伺いします。家庭訪問も対応可能です。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013

### 赤ちゃん訪問(母子保健推進員)

地域のベテランママが町とのパイプ役として、ご家庭に伺います。育児に関するアドバイスもできますのでお気軽にお声かけください。

訪問時期: ①生後4か月まで ②1歳のお誕生日  
③2歳6か月児健診前 ④3歳6か月児健診前

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター  
☎74-3337 FAX 74-8013

### 赤ちゃん訪問(助産師・保健師)

生後2か月頃に助産師や保健師がすべての赤ちゃん(ママ)を対象に家庭訪問します。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター 内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013

### チャイルドシート・ベビーバスの貸し出し

みなべ町社会福祉協議会では、チャイルドシート・ベビーバスの貸し出しを行っています。1か月200円で最長1年間、ベビーバスは無料で2か月間利用できます。

#### お問い合わせ先

みなべ町社会福祉協議会 ☎72-5611 FAX 72-5610

### ブックスタート

10か月児健診の時に、図書館司書による絵本の読み聞かせをしています。そのときに読んだ絵本のうち、お子さんが気に入った絵本を1冊プレゼントしています。おうちでもぜひ読んであげてください。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013

## ③ 子育て悩み相談について

### 子育て世代包括支援センター～Tetote～

妊娠中から子育て期の相談窓口です。  
妊娠の事・育児の事・家庭の事なんでもお気軽に相談してください。

\*助産師は火曜日・金曜日の午前中입니다。



## ④ みなべ町産後ケア事業

指定の助産所や医療機関での宿泊や日帰り、又は助産師の家庭訪問により、産後の体調管理や育児サポート(授乳・沐浴・育児相談など)を受けることができます。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター内  
子育て世代包括支援センター～Tetote～  
☎74-3337 FAX 74-8013

### 育児教室(おおきくなったかな?)

毎月1回「おおきくなったかな?」と題し、育児教室を行っています。保健師、助産師、看護師、保育士などのスタッフが、身体計測、育児相談を行っています。

遊び場もありますので、子どもを遊ばせながらママ同士の交流の場となっています。

\*広報でご確認ください。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013  
こひつじランド ☎74-2711

### 離乳食教室

2か月に1回実施しています。

#### 対象児

6～7か月児(対象児には連絡いたします。)

#### 内容

離乳食のお話、離乳食の試食を行っています。  
\*育児相談や栄養士さんからのお話もあります

### すこやか相談

心理士による育児・発達相談です。

#### 相談内容

ことばがなかなか出ない・おちつきがない等の相談ができます。

#### 回数

年間約17回

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013

## ④ 健康診査・予防接種について

### 乳幼児健診

乳児の心と体の発達など、大切な時期の健康診断です必ず受けましょう。

健康のことや育児のことについてなどお気軽にご相談いただけます。

対象者には個別で通知します。

4か月児健診	身体計測、健診、栄養相談、育児・発達相談
10か月児健診	身体計測、健診、栄養相談、育児・発達相談、ブックスタート
1歳6か月児健診	身体計測、健診、栄養相談、育児・発達相談、歯科検診
2歳6か月児健診	身体計測、健診、栄養相談、育児・発達相談、歯科検診、フッ化物塗布
3歳6か月児健診	身体計測、健診、栄養相談、育児・発達相談、歯科検診、フッ化物塗布、視覚検査

\*3歳・4歳の頃にフッ化物塗布のご案内をします。

5歳児相談……ご家庭と所属の機関に対し、お子様に関する発達のアンケート調査を行います。

#### お問い合わせ先

みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013

## 予防接種

子どもは、病気にかかりやすいものです。予防接種で予防できる病気もあります。予防接種に対する正しい理解のもとで予防接種をしましょう。対象者には個別に通知します。

お問い合わせ先    みなべ町保健福祉センター    ☎74-3337    FAX 74-8013



種類	ワクチン	受ける回数	標準的な時期	乳児期									幼児期									学童期																
				2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	12か月	15か月	18か月	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳～															
定期接種	インフルエンザ菌 b型 (Hib)	計4回 / 初回は27～56日間隔で3回、その後7～13か月おいて追加1回	初回は生後2～7か月	①	②	③							④																									
	小児用肺炎球菌	計4回 / 初回は27日以上の間隔で3回、その後60日以上おいて追加1回	初回は生後2～7か月	①	②	③							④																									
	B型肝炎 (HBV)	計3回 / 27日以上の間隔をあけて2回、その後1回目から139日以上あけて1回接種	生後2～9か月未満	①	②					③																												平成28年4月以降に出生した子が対象
	四種混合 (DPT-IPV) ジフテリア：D 百日せき：P 破傷風：T ポリオ：IPV	計4回 / 1回～3回の間はそれぞれ20～56日 (3～8週間) あける 3回目の後は1年～1年6か月後に一回接種	生後3か月～1歳に最初の3回を		①	②	③							④																								
	BCG	1回	生後5～8か月未満				①																															
	麻疹、風しん (MR)	2回 / 1回目は1歳以上2歳未満、2回目は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間	1歳になったらできるだけ早く受けましょう											①								②																
	水痘 (水ぼうそう)	計2回 / 1～2歳に3か月以上の間隔をあけて2回	初回は1歳～1歳3か月未満											①	②																							
	日本脳炎	1期：6日～28日間隔で2回 1期追加：初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：1回	3歳 4歳 9歳															①	②	③					④											2期：9～12歳		
	2種混合 (DT)	1回	11歳																						①												2期：11～12歳	
	ヒトパピローマウイルス (HPV)	計3回 * 女子のみ	13歳となる日の属する年度の初日～末日まで																																		①②③13～14歳	
ロタウイルス	1価 (2回接種) と5価 (3回接種) の2種類、いずれも1回目は生後14週+6日までが推奨		①	②	③																															1価は生後24週未満まで、5価は生後32週未満までに完了する		
任意接種	おたふくかぜ	1回 保育所など集団生活に入る子は早めに受けるとよいでしょう											①					(②)																	(注) 予防効果を確実にするために2回接種			
	インフルエンザ	13歳未満は2回 (2～4週間隔) 1歳児～中学3年生には1回2000円の補助があります																																		毎年①② (10月、11月などに)	①13歳からは1回	

は望ましい時期の例、①②などの数字はワクチンの種類毎に接種の回数を示しています。

## 4. 子育て応援施設について

子育て中のお母さんのための様々な場所や施設があります。必要に応じて使用してください。

### ① 遊びの広場(親子で集まれる場所)

乳幼児・未就園児・園児のための遊びの広場です。自由に遊びに来てください。

#### プレイパーティールーム

場所	保健福祉センター内 2階(みなべ町東本庄100)
時間	(平日)月～土曜日9:00～16:00
対象	おおむね就学前まで

\*保健福祉センター(1階)でカギを借りて、ご利用ください。



#### あいあいルーム

場所	はあと館内 1階(みなべ町芝447-13)
時間	(平日)月～金曜日 9:00～16:00
対象	おおむね就学前まで

\*シルバー人材センターと併設しています。町内に限らずどなたでもご利用できます。人生経験の豊かなシルバーさんとのお話も魅力です。



#### 小目津公園

場所	みなべ町山内355
----	-----------

\*町内に限らずどなたでもご利用できます。隣接する浜辺では貝殻拾いなども楽しめます。



### ② 上南部こども園子育て支援ルーム(子育てと遊びの場)

こども園の利用の有無にかかわらず、子育て中の皆様が楽しく子育てが行えるよう園の保育士らが子育てをサポートします。体験入園や一時保育、園開放など園を利用しているつどいの場です。

場所	上南部こども園
時間	(平日)月～金曜日 10:00～16:00(変更となる場合があります。)

お問い合わせ先 上南部こども園 ☎74-3022

### ③ こひつじランド

みなべ町内で子育て中のお母さんとお子さんのつどいの場です。(パパやばあば、じいじと一緒にでもOKです)

マタニティーから就園前のお子さんとお母さんが楽しい時間を過ごしていけるよう、月齢に応じた遊びやおもちゃを用意しています。

場所	生涯学習センター内
時間・活動	月ごとに日時等変動します。また、活動内容で場所の変更もあります。月の予定を確認してください。

\*活動内容は毎月広報と共に月の予定をお配りしています。どうぞ遊びにきてみてくださいね。

お問い合わせ先 こひつじランド ☎74-2711  
みなべ愛之園こども園 ☎72-2371

### ④ 一時預かり“ちょっと子どもを預けたい”

#### 上南部こども園一時預かり

保護者が熱が出た・急に用事ができた・出産等で、お子さんをちょっと預かってもらいたい場合にご利用できます。

実施場所	上南部こども園
利用時間	月～金曜日(保育園休みの日と園の行事等は除く) 8:30～16:30
対象	生後6か月～就学前の幼児
金額	1日 6か月～2歳児 2,800円 半日は半額 3歳児～就学前 1,800円 //
人数	1日 2名まで
利用法	事前に上南部こども園に申込が必要です。

お問い合わせ先 上南部こども園 ☎74-3022

#### みなべ愛之園こども園一時預かり

実施場所	みなべ愛之園こども園
利用時間	月～金曜日(保育園休みの日と園の行事等は除く) 8:30～16:30
対象	生後6か月～就学前の幼児
金額	1日 6か月～2歳児 2,800円 半日は半額 3歳児～就学前 1,800円 //
人数	1日 2名まで
利用法	事前にみなべ愛之園こども園に申込が必要です。

お問い合わせ先 みなべ愛之園こども園 ☎72-2371



## ⑤ ファミリー・サポート・センター

### きっずぱーく

ファミリー・サポート・センターは、子育てをサポートしてほしい人(ファミリー会員)の要望に応じて、お手伝いのできる人(サポート会員)を紹介し、一時的にお子さんを預かる子育て支援システムです。保育所とご自宅間の送り迎えや、学校行事等への参加する間の預かりなど、様々な事由でご利用いただけます。

場所	田辺市栄町28
対象	0歳～12歳
利用方法	事前に会員登録が必要です。
マッチング料	1回500円
通常サポート支援料	基本時間帯(8:00～20:00) 1時間700円
病児・病後サポート支援料	基本時間帯(8:00～20:00) 1時間900円

\*詳しいことに関しましてはきっずぱーくにお問い合わせください。

お問い合わせ先 NPO 法人南紀こどもステーション(9:00～17:15 月～金)  
田辺市ファミリー・サポートセンター「きっずぱーく」  
☎26-5486 FAX 26-5487

## ⑥ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

特別な事由で一時的に子どもの養育が困難になった家庭の児童を一時的にお預かりします。(所得により費用徴収があります)

### ひまわり寮

場所	田辺市城山台5-1
対象	3歳～18歳

### 和歌山乳児院

場所	岩出市中迫667-1
対象	0歳～3歳

### 県立白浜なぎさホーム

場所	白浜町3148-38
対象	母親とその子ども(18歳未満)

お問い合わせ先 みなべ町教育委員会 教育学習課 幼児教育室  
☎74-3738 FAX 74-3621

## ⑦ 病児・病後児保育

### にじ色ひろば(赤ちゃんとかどものクリニック「ビイ」)

熱がある、体調が悪い、元気だけど感染症になった。そんな時、仕事が休めないなどでお子さんを家族が見られない場合に、町が委託している医療機関が併設している保育施設でお子さんをお預かりし、専任の保育士と看護師が保育を提供します。

場所	田辺市たきない町32-6
対象	1. ご両親がお仕事をされている家庭のお子さん 2. 生後6か月～小学6年生のお子さん ※保育所を利用していない場合は就労証明書が必要です。
利用方法	事前の登録、当日朝の受診が必要です。
保育時間	月～金 午前8:30～午後6:00 土曜日 午前8:30～午後12:00
利用料	1日 1,000円 半日 500円 ※別途実費が必要となる場合があります。
受付	予約制 電話・WEBにて受付

\*両親が仕事をしていない場合でも、空きがあれば利用することができます。(利用料が変わります。詳しくはにじ色ひろばまで)

### ・病児保育お迎えサービス

登園(登校)後にお子さんが急に発熱した場合などに、保護者からの依頼により看護師または保育士がタクシーで保育所(学校)まで病気のお子さんを迎えに行くサービスです。

対象	にじ色ひろばへの登録のお子さん
送迎費用	タクシー利用料の4分の1(上限1,000円)

お問い合わせ先 赤ちゃんとかどものクリニック「ビイ」  
にじ色ひろば 専用電話番号 ☎080-5760-7819



## 5. 特別な支援が必要な子どものために

### ① 手帳

手帳を取得することにより、障がいの程度に応じ各種助成や福祉サービスを利用できるようになります。

#### 身体障害者手帳

病気やけがのため、視覚・音声言語機能・肢体・心臓機能・肝臓機能・呼吸器機能等に永続する障がいがある場合に交付されます。

#### 療育手帳

児童相談所等で、知的障がいがあると判定された場合に交付されます。

**お問い合わせ先** みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた場合に交付されます。

**お問い合わせ先** みなべ町役場 健康長寿課 ☎74-3337 FAX 74-8013

### ② 手当てや医療費助成など

#### 障害児福祉手当

20歳未満で身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳A1それらと同等程度の精神障がい等のある場合に支給されます。(所得制限があります)

**支給額** 月額14,850円(令和4年度)

#### 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的又は精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または養育者に支給されます。(所得制限があります)

**支給額** 1級 月額52,400円(令和4年度)  
2級 月額34,900円(令和4年度)

**お問い合わせ先** みなべ町住民福祉課  
☎72-2161 FAX 72-2191



#### みなべ町心身障害児等在宅扶養手当

20歳未満で在宅しており、身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級のいずれかを持っている児童を扶養している父か母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

**支給額** 手当 月額5,000円

**お問い合わせ先** みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

#### 補装具及び日常生活用具の交付・修理

身体障害者手帳をお持ちの方で必要と認められた場合に、補装具及び日常生活用具の購入費または修理費が支給されます。原則として、個人負担は1割です。購入・修理を受ける前に申請が必要です。

**対象例** 義肢・車椅子・補聴器・歩行器・紙おむつ・ストーマなど

また、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中度難聴児への補聴器購入費の一部を助成する事業も実施しています。(難聴児補聴器購入費助成事業)

**お問い合わせ先** みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

#### 自立支援医療(育成医療・精神通院)

「身体の障がいを軽減するための治療を受ける場合」や「こころの病またはてんかんのある方が通院して治療を受ける場合」に必要な医療費の一部助成を受けられます。原則として、医療費の1割が自己負担です。(ただし、所得により自己負担の上限があります。)

\*精神通院の場合、自己負担分はみなべ町が負担しています。

**お問い合わせ先** みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161(育成医療)  
健康長寿課 ☎74-3337(精神通院)

#### 重度心身障害児(者)医療

みなべ町に住所を有し、心身に一定以上の障がいを持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限があります)

#### 対象者

- 身体障害者手帳1級・2級
- 身体障害者手帳3級(市町村民税非課税世帯のみ)
- 療育手帳A・B
- 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級
- 障害基礎年金1級・2級
- 特別児童扶養手当1級

**お問い合わせ先** みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

### ③ 福祉サービス

#### 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等

居宅介護(ホームヘルプ)、短期入所(ショートステイ)、移動支援、日中一時支援などがあります。

#### 児童福祉法に基づく障害児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などがあります。

#### 児童福祉法に基づく障害児入所支援

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設があります。

\*福祉サービスはいずれも身体、知的、精神に障がいのある児童とし、手帳の有無に関わらず児童相談所、医師等により養育の必要性が認められた児童が対象となります。

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

### ④ 主なサービス提供施設・相談窓口

#### サービス提供施設

#### はぐみ(社会福祉法人ふたば福祉会)

住所 みなべ町東吉田21-2 ☎34-2301 FAX 34-2305

対象サービス 放課後等デイサービス

\*他に必要に応じて田辺・西牟婁圏域他にも、様々な支援施設があります。

#### 相談窓口

#### 西牟婁圏域障害児・者相談センター にじのわ

住所 田辺市高雄一丁目23-1 田辺市民総合センター2F  
☎26-4923 FAX 26-4934

#### 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

住所 和歌山市毛見1437-218  
☎073-445-7314 FAX 073-446-0036

#### 紀南児童相談所

住所 田辺市新庄町3353-9  
☎22-1588 FAX 22-1917

\*他に必要に応じて様々な福祉支援があります。

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課  
☎72-2161 FAX 72-2191



## 6. ひとり親家庭のために

ひとり親家庭等の経済的自立や子どもの福祉増進、生活支援のためのいろいろな制度があります。

### ① 手当てや医療費助成について

#### 児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童又は、20歳未満で一定の障害の状態にある児童を監護している、配偶者のいない方(父子家庭・母子家庭)または配偶者に一定の障害がある方、もしくは代わって児童を養育している方に支給されます。所得制限があり、所得に応じて支給額が異なります。

#### 手当の額(令和4年度4月より)

子どもの人数	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童1人目	43,070円	43,060円 ~ 10,160円
児童2人目(加算額)	10,170円	10,160円 ~ 5,090円
児童3人目以降(加算額)	6,100円	6,090円 ~ 3,050円

支給時期 申請のあった月の翌月分から手当が発生し、毎奇数月(1月・3月・5月・7月・9月・11月)にその前月までの分を支給します。

#### ひとり親家庭医療

みなべ町内に住所を有し、ひとり親家庭とそれに準ずる家庭の親と児童に対して、保険診療の自己負担分を助成します。(所得制限があります)

\*児童とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191

#### 母子父子寡婦福祉資金

経済的自立や子どもの就学などで資金が必要となったときには、資金の貸し付けが受けられます。貸し付けには要件がありますので、事前にお問い合わせください。

種類 事業開始資金・事業継続資金・修学資金・技能習得資金・修業資金・就職支度金・医療介護資金・住宅資金・転宅資金・就学支度資金・結婚資金・生活資金(知識技能を習得している間または医療・介護を受けている間、母子父子家庭世帯となって7年未満の世帯の生活の安定期間、失業中の生活の安定期間)

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191  
西牟婁振興局 ☎26-7932

### ② 生活支援について

#### ひとり親家庭訪問支援事業

ひとり親世帯が抱える様々な問題に、どのように取り組んでいくか、家庭毎の支援プラン(支援プログラム)をつくるサービスです。具体的には、児童扶養手当を受けられている家庭に支援員が訪問し、今抱えている悩みや心配事をお伺いしたうえで、アドバイスや利用できる公的なサービスを紹介します。また、利用者はお仕事や求職活動の際、養育サービス利用料の補助を受けることができます。

お問い合わせ先 みなべ町役場 住民福祉課 ☎72-2161 FAX 72-2191  
和歌山県母子寡婦福祉連合会 ☎073-452-2711

## 7. 保育所とこども園について

### 保育所

保育所は、保護者が仕事をしている、病気や看護をしているなどの理由により家庭で保育できない場合に就学前(生後6か月以上)のお子様を保育する施設です。

保育所名	住所	電話番号	定員	対象児童
高城保育所	みなべ町広野9番地	75-2044	60名	0歳児から
清川保育所	みなべ町清川2229番地	76-2251	19名	0歳児から

### 認定こども園

認定こども園は保育所と幼稚園の両方の機能を持つ施設です。

保育所名	住所	電話番号	定員	対象児童
上南部こども園	みなべ町西本庄1065番地	74-3022	150名	0歳児から
みなべ愛之園こども園	みなべ町南道141-1	72-2371	160名	0歳児から

- 認定こども園(教育課程)をご利用のお子様には、教育時間外(午後2時~4時)の預かり保育があります。(有料)
- 家庭の第2子以降の児童が各施設を利用する場合において保育料などの助成制度があります。

入所の申込や保育料などについて詳しくはお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

みなべ町教育委員会 教育学習課 幼児教育室  
☎74-3738 FAX 74-3621



上南部こども園



みなべ愛之園こども園

## 8. 学校について

### ① 町内の小・中学校

#### 町立小学校入学について

入学する年の1月末までに入学期日及び学校指定通知書を送付します。なお、入学予定時の住所により学校を指定しますが、一定の要件を満たす場合は指定学校への変更を認めています。詳しくは教育委員会教育学習課までお問い合わせください。

#### 入学までの流れ

就学時検診	小学校に入学する子どもを対象に入学前の健康診断を行います。
入学通知書	入学する年の1月~2月までに入学期間及び学校指定通知を送付します。
入学説明会	各学校において入学予定者の保護者に説明会を行います。
入学	別途ご案内します。

#### 就学支援制度について

経済的理由によって就学困難なお子さん及びお子さんの保護者に対して、学用品及び学校給食等の援助制度があります。希望されるご家庭は、教育委員会教育学習課までご相談ください。

#### お問い合わせ先

みなべ町教育委員会 教育学習課  
☎74-2191 FAX 74-2418

#### 学校一覧

	学校名	所在地	電話
小学校	南部小学校	みなべ町北道289	72-2139
	岩代小学校	みなべ町西岩代2162	72-2242
	上南部小学校	みなべ町谷口549	74-2004
	高城小学校	みなべ町土井431	75-2214
	清川小学校	みなべ町清川2340	76-2002
中学校	南部中学校	みなべ町芝510	72-2144
	上南部中学校	みなべ町東本庄91	74-2044
	高城中学校	みなべ町滝81	75-2224

## ② 学校の放課後保育について

### 学童保育

小学校に就学しているお子さんと、保護者の方がお仕事などで、昼間(学校放課後)自宅でお子さんを保育できない場合には学童保育所を利用できます。

**対象児童** 小学校に就学している児童

#### 南部学童保育所

**場所** みなべ町北道289番地(南部小学校敷地内)

**定員** 各50名(合計150名)

南部第一学童保育所 ☎72-4848 南部第二学童保育所 ☎72-2241

南部第三学童保育所 ☎72-2261

#### 上南部学童保育所

**場所** 第一学童 みなべ町谷口301番地4(生涯学習センター敷地内)  
第二学童 みなべ町谷口549番地(上南部小学校敷地内)

**定員** 各50名(合計100名)

上南部第一学童保育所 ☎74-3133 上南部第二学童保育所 ☎74-3113

#### 開所時間

平日: 放課後～午後6時

土曜日、学校の臨時休業日及び長期休業日: 午前8時～午後6時

#### 保育料

月額 最高6,000円(所得によって段階有り) ※スポーツ保険料、おやつ代別

**お問い合わせ先** みなべ町教育委員会 教育学習課 幼児教室  
☎74-3738 FAX 74-3621

### 放課後ふれあいルーム(岩代・高城・清川)

岩代小学校・高城小学校・清川小学校に通学されているお子さんを対象に、放課後の居場所(遊びや体験)として、地域のみなさんと「ふれあいルーム」を開設しています。

#### 開所日・開所時間

**開所日** 学校の給食のある日の放課後(土・日・祝日は実施なし)  
長期休暇中は、開所日を指定し、短時間で実施することがあります。  
(土・日・祝日は実施なし)

**開所時間** 授業終了後 15時から18時まで

(学校が通常より早く終了する場合は、開設時間を早めることがあります)

※事前申込、スポーツ保険料が必要となります

**お問い合わせ先** みなべ町教育委員会 教育学習課  
☎74-3134 FAX 74-3621

## 9. 児童虐待防止について

### 子どもへの虐待のタイプとして

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、戸外に締め出すなど

#### 性的虐待

子どもにわいせつな行為をする・させる・見せるなど

#### ネグレクト

家や自動車の中に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、適切な医療をうけさせないなど

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)など

### もしや虐待では・・・?という疑いを持った時は

児童虐待は家庭内で起こるため、見つけることは大変困難です。しかし虐待を受けている子どもは、なんらかのSOSのサインを出していることがあります。こうしたサインに気づいたら、以下の相談先に相談(通報)してください。また、自分は「しつけ」と思っている場合でも、虐待をしているのではとお悩みの方はご相談ください。

**あなたの早目の行動が、子どもと保護者をすくいます。  
出産や子育てにお悩みがありましたら、  
お気軽にお電話ください。**

#### 通報・相談先

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189  
紀南児童相談所 ☎22-1588  
みなべ町保健福祉センター ☎74-3337 FAX 74-8013  
地域の民生児童委員



## 10. 医療機関一覧表

### ① みなべ町内の機関

医療機関名	住所	電話(0739)
みなべメンタルクリニック	みなべ町埴田1574-19	33-7114
森上医院	みなべ町北道182	72-2021
本多内科	みなべ町芝503	72-2656
野村小児科・内科	みなべ町北道139-2	72-3997
ひがし内科クリニック	みなべ町東本庄589-1	74-3269
高城診療所	みなべ町広野2-2	75-2005
辻村外科	みなべ町東吉田282	72-2522
浜口医院	みなべ町芝669	72-5286
堅田歯科医院	みなべ町芝506-5	72-3001
南歯科医院	みなべ町芝446	72-2379
岩崎歯科クリニック	みなべ町芝441-9	72-4371
ヒロセ歯科医院	みなべ町気佐藤395-6	72-5858

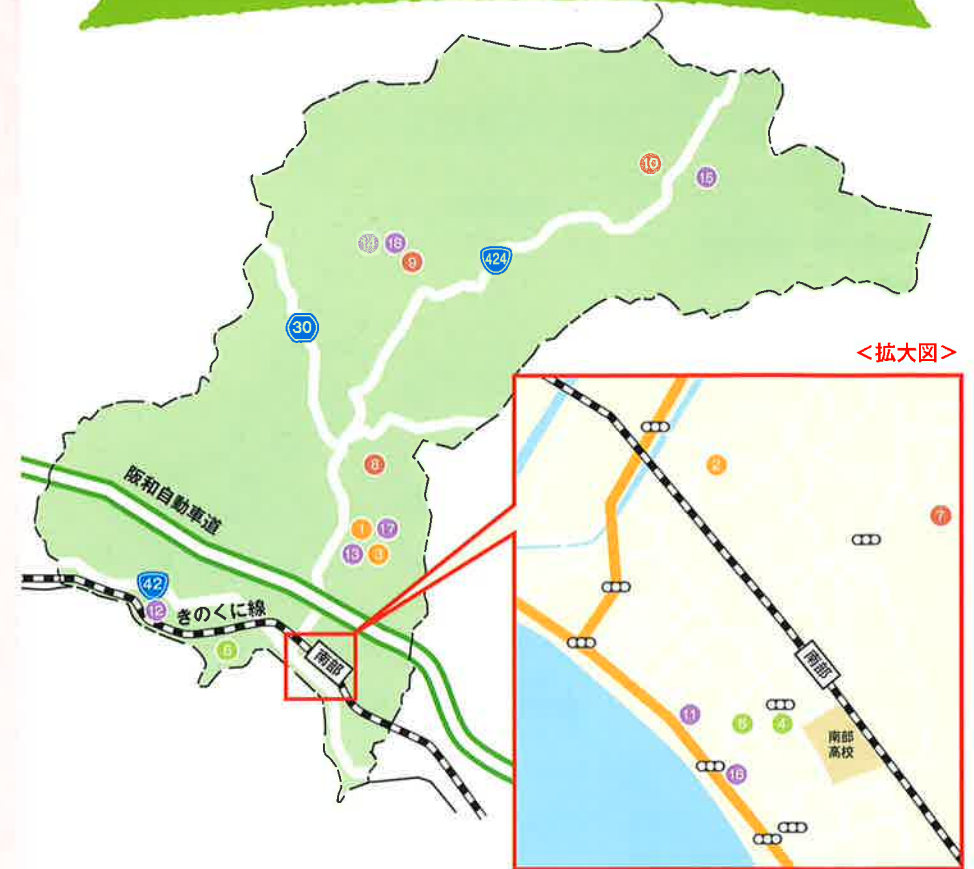
### ② 近隣の小児科

医療機関名	住所	電話
赤ちゃんとかどものクリニックBe	田辺市たきない32-6	33-7819
うえはら小児科	田辺市朝日ヶ丘16-32	26-6000
ふくはらこどもクリニック	田辺市朝日ヶ丘13-24	33-7711
山本小児科医院	田辺市湊736-5	24-7617

### ③ 総合病院(休日・夜間に診てもらえる病院)

医療機関名	住所	電話
紀南病院	田辺市新庄町46-70	22-5000
南和歌山医療センター	田辺市たきない27-1	26-7050
田辺中央病院	田辺市南新町147	24-5333
玉置病院	田辺市上屋敷2-5-1	22-6028
白浜はまゆう病院	白浜町1447	43-6200
田辺広域休日急患診療所	田辺市高雄1-23-1	26-4909

## 子育て支援施設マップ



<b>保育所・相談窓口</b> ① 保健福祉センター「ふれ愛センター」 子育て世代包括支援センター「Tetote」 ② みなべ町役場(各種届出窓口) ③ 生涯学習センター(保育所・こども園相談窓口)	⑦ みなべ愛之園こども園
	⑧ 上南部こども園
	⑨ 高城保育所 ⑩ 清川保育所
<b>遊びの広場(公園など)</b> ① プレイパーティールーム(ふれ愛センター内) ③ こひつじランド(生涯学習センター内) ④ あいあいルーム(社会福祉センター「はあと館」内) ⑤ ゆめよみ館(図書館) ⑥ 小目津公園	⑪ 南部小学校 ⑮ 清川小学校
	⑫ 岩代小学校 ⑯ 南部中学校
	⑭ 上南部小学校 ⑰ 上南部中学校
	⑱ 高城小学校 ⑲ 高城中学校

# お問い合わせ先・相談窓口

## 役場などのお問い合わせ先

内 容	担 当	電 話(0739)
子育て悩み相談	保健福祉センター 子育て世代包括支援センター “Tetote”	☎ 74-3337 FAX 74-8013
一般不妊治療		
母子健康手帳や妊婦健診		
乳児健診		
予防接種		
出生届や住民登録、戸籍	住民福祉課	☎ 72-2161 FAX 72-2191
子どもの医療費		
国民健康保険		
児童手当・児童扶養手当		
特別児童扶養手当		
障がいに関すること ひとり親家庭に関すること		
保育所・こども園 (入所・保育料他)	教育委員会幼児教育室	☎ 74-3738 FAX 74-3621
学童保育所(入所・保育料他)		
放課後ふれあいルーム	教育委員会	☎ 74-3134 FAX 74-3621
学校		
チャイルドシート・ ベビーバス貸出	みなべ町社会福祉協議会	☎ 72-5611 FAX 72-5610

\*掲載内容に変更がある場合がございますので詳しくは直接お問い合わせ下さい。